

高崎健康福祉大学人間発達学部 子ども教育学科
出願・入学予定の皆様へ

「こども性暴力防止法」が 2026年12月25日にスタートします。

～実習生も特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります～

2026年12月25日より施行される「こども性暴力防止法」により、学校や保育所など、こどもに対して教育・保育を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められることになりました。

実習生に対しても実習を行う事業者から特定性犯罪前科の有無確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【子ども教育学科への出願・入学にあたってご理解いただきたいこと】

- 入学前および実習前に、特定性犯罪前科がない旨を誓約いただきます。（全員対象）
- 入学後の実習において、実習を行う事業者から特定性犯罪前科の有無確認を求められる場合があります。（事業者から求められた場合）
- 特定性犯罪前科があると確認された場合、実習を行うことができません。その場合、教員免許および保育士資格を取得することができなくなります。
- また、卒業要件となる免許（保育・教育コース：幼稚園教諭一種免許状、教員養成コース：小学校教諭一種免許状）を取得できないことから、人間発達学部子ども教育学科を卒業することができません。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



(問い合わせ先)
高崎健康福祉大学 人間発達学部 事務室
TEL：027-352-5558
MAIL：uhw-ningen@takasaki-u.ac.jp